

安全装置等導入促進助成

助成金交付額一覧表

区分	助成金交付額
後方視野確認支援装置	対象装置 1 台あたり取得価格の 2 分の 1 の額 (上限 3 万円、全日本トラック協会助成分を含む) ただし、モニターと後方カメラを同時に導入した場合に限り助成対象とする。モニター単体又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない。
側方視野確認支援装置	対象装置 1 台あたり取得価格の 2 分の 1 の額 (上限 2 万円、全日本トラック協会助成分のみ) ただし、車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り助成対象とする。また、以下のいずれかに該当する場合に助成対象とする。 ①モニターと左側方カメラを同時導入した場合 ②後方視野確認支援装置導入済み車両に左側方カメラを単体で後付装着した場合
呼気吹込み式アルコールインターロック装置	対象装置 1 台あたり取得価格の 2 分の 1 の額 (上限 2 万円、全日本トラック協会助成分のみ)
IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	対象装置 1 台あたり取得価格の 2 分の 1 の額 (上限 2 万円、全日本トラック協会助成分のみ) ただし、安全性優良事業所 (G マーク認定事業所) が導入した場合に限り助成対象とする。

※取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

※事業者が対象装置を当該年度に新たに買取り (一括、割賦) またはリースにより、山口県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に装着した場合、助成金を交付する。ただし、1 会員あたり対象装置 20 台を限度とする。また、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。

※後方視野確認支援装置と側方視野確認支援装置が一体型 (後方視野確認支援装置 (モニター+後方カメラ) 1 台+左側方カメラ 1 台を同時導入) である場合は、後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の各々を助成対象とする。なお、すでに後方視野確認支援装置を導入しており、導入済みの後方視野確認支援装置 (モニター+後方カメラ) に側方視野確認支援装置 (左側方カメラ) を後付装着の場合は側方視野確認支援装置のみ助成対象とする。